

石川労働局発表  
平成25年6月28日

【照会先】  
石川労働局雇用均等室  
室長 井上礼子  
室長補佐 栗山僚子  
(電話) 076-265-4429

報道関係者 各位

次世代育成支援対策推進法に基づくくるみんマークの認定について  
— 2社認定いたしました —

次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」)に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定の基準を満たした県内の事業主は、仕事と家庭の両立・子育て支援に取り組む企業として、石川労働局長の認定を受けることができます。

今般、石川労働局(局長 高淵憲一)では、下記企業を「**子育てサポート企業**」として認定いたしました。

医療法人社団 和楽仁 芳珠記念病院 〔能美市〕1回目

株式会社 PFU 〔かほく市〕3回目

各企業の取組は別紙のとおりです。  
認定を受けた企業は、認定マーク「くるみん」(右図)を  
商品等に表示することができます。



つきましては、石川労働局長による認定証の交付式を下記のとおり  
実施いたします。

平成25年7月4日(木)14時 石川労働局 局長室

金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F

【配付資料】

- 1 認定企業の取組のご紹介 医療法人社団和楽仁・株式会社PFU
- 2 石川労働局管内の認定企業一覧と一般事業主行動計画策定状況
- 3 認定制度のご紹介



7月4日 認定通知書交付式 於：石川労働局 局長室

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業の取組のご紹介

## 医療法人社団 和楽仁

### ◎ 事業所概要

企業名:医療法人社団 <sup>わらに</sup>和楽仁 芳珠記念病院  
代表者氏名:理事長 <sup>なかいますお</sup>仲井培雄  
所在地:能美市  
業種:医療業  
労働者数:563人

### ◎ 行動計画

- 1 計画期間 平成23年4月1日～平成25年3月31日
- 2 内容
  - 目標1 計画期間中の育児休業の取得率  
男性職員…1名以上  
女性職員…取得率80%以上
  - 目標2 年次有給休暇の取得推進
  - 目標3 子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。

### ◎ 目標達成の状況

- 目標1 ・男性の育児休業者 1名  
・女性の育児休業者 33名  
(対象者 33名中 33名取得 取得率 100%)
- 目標2 ・平成24年10月の1ヶ月間を有給休暇取得推進キャンペーン期間とし、ポスター掲示により職員に意識啓発を行った。
- 目標3 ・平成24年5月に、イベント「お母さんへの感謝状」を行い、院内付属の保育園の園児が職場を見学し、職員(親)に感謝状を渡すなど交流した。

### ◎ 育児をする労働者のための環境の整備

- ・ 院内付属の保育園の運営  
0歳から小学校就学前までの子を対象としているが、さらに休日・夜間等は小学生も預かっている

## 株式会社 PFU

### ◎ 事業所概要

企業名 : 株式会社PFU  
代表者氏名 : 代表取締役社長 長谷川 清  
所在地 : かほく市  
事業内容 : 製造業  
労働者数 : 1,972人

### ◎ 行動計画

- 1 計画期間 平成23年4月21日～平成25年4月20日
- 2 内容
  - 目標1 育児休業の取得促進  
男性社員…計画期間内に3人以上  
女性社員…取得率90%以上
  - 目標2 仕事と育児の両立支援に関する制度運用の更なる充実／一層の利用促進
  - 目標3 計画的な休暇取得の促進。
  - 目標4 次世代育成支援の推進による地域貢献

### ◎ 目標達成の状況

- 目標1 男性育児休業取得者 8名  
女性育児休業取得者 18名（対象者 14名、計画期間外の出産者も含む 取得率100%）
- 目標2 ・「次世代育成ニュース」の発行による啓発活動  
・「母親・父親教室」「パパ子育て講座」の開催によるワーク・ライフ・バランスの推進  
・新任幹部社員研修での講演実施  
・6時間までの短時間勤務の適用対象となる子の年齢を3歳の年度末から小学校3年生の年度末までに拡大  
・自宅で内線利用が可能な携帯電話サービスを導入し、在宅勤務の制度設計等働きやすい職場環境の推進を行った。
- 目標3 ・年次休暇の計画的取得促進を目的に職場単位で目標値を設定し、年次休暇取得計画の実施(目標値「最低年6日、平均12日以上」を達成)。  
・ワーク・ライフ・バランスの推進及び地球温暖化活動への取組みを目的とした「定時退社日(月・水、給与・賞与支給日)」の実施。イントラネット及び社内放送にて周知、定着を推進するとともに見回りを実施。

- 目標4 ・インターンシップ(平成 23 年度 25 名、平成 24 年度 31 名)の実施。
- ・企業内における親子ふれあいの機会の提供として「PFUフェスティバル」及び「ものづくり教室」を開催。
  - ・地域貢献の一環とした「宇宙の学校」・「バレーボール教室」の開催

◎ 育児をする労働者のための環境の整備

- ・小学校卒業までの子を有する社員は、短時間勤務制度の利用またはフレックスタイム制度による出社時刻の繰り上げ・繰り下げができる。
- ・小学校就学前の子を有する社員を対象にベビーシッター等の費用補助を行っている。

## 石川労働局管内認定企業一覧

平成25年6月28日現在

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、計画に定めた目標を達成したことなど一定の基準を満たす場合には、申請を行うことにより「子育てサポート企業」として石川労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、右の認定マーク「くるみん」が



認定年・企業名	所在地
❖平成19年	
株式会社 富士通北陸システムズ	金沢市
金沢信用金庫	金沢市
株式会社 PFU	かほく市
❖平成20年	
医療法人社団 中央会	金沢市
株式会社 国土開発センター	金沢市
❖平成21年	
のと共栄信用金庫	七尾市
生活協同組合 コープいしかわ	白山市
❖平成22年	
株式会社 中央設計技術研究所	金沢市
株式会社 大和	金沢市
株式会社 PFUソフトウェア	かほく市
国立大学法人 金沢大学	金沢市
三谷産業 株式会社	金沢市
❖平成23年	
株式会社 国土開発センター〈2回目〉	金沢市
鶴来信用金庫	白山市
株式会社 北國銀行	金沢市
のと共栄信用金庫〈2回目〉	七尾市
株式会社 PFU〈2回目〉	かほく市
ドコモエンジニアリング北陸 株式会社	金沢市
❖平成24年	
生活協同組合 コープいしかわ〈2回目〉	白山市
株式会社 ことぶき	金沢市
❖平成25年	
三谷産業 株式会社〈2回目〉	金沢市
医療法人社団 和楽仁	能美市
株式会社 PFU〈3回目〉	かほく市

《 計 17社 23件 》

県内企業の一般事業主行動計画策定・届出等取組状況（平成25年3月末現在）

石川労働局雇用均等室

1 一般事業主行動計画策定等届の届出状況

	301人以上企業	101人以上300人以下企業	100人以下企業	総計
(1) 企業数(社)	125	405		
(2) 行動計画届出	125	405	888	####
(3) 届出率(%)	100.0%	100.0%		

○ 産業別

A: 農業、林業	17
B: 漁業	1
C: 鉱業、採石業、砂利採取業	1
D: 建設業	407
E: 製造業	257
F: 電気・ガス・熱供給・水道業	3
G: 情報通信業	42
H: 運輸業、郵便業	56
I: 卸売、小売業	164
J: 金融業、保険業	11
K: 不動産業、物品賃貸業	16
L: 学術研究、専門・技術サービス業	15
M: 宿泊業、飲食サービス業	39
N: 生活関連サービス業、娯楽業	12
O: 教育、学習支援業	19
P: 医療、福祉	187
Q: 複合サービス事業	24
R: サービス業(他に分類されないもの)	147
S: 公務(他に分類されるものを除く)	0
T: 分類不能の産業	0
計	1,418



2 認定状況

(認定マーク「くるみん」を付与)

	301人以上企業	101人以上300人以下企業	100人以下企業	総計
認定企業数(社)	9	7	0	16
① 認定が1回目の企業数(社)	5	6	0	11
② 認定が2回目の企業数(社)	4	1	0	5
③ 認定が3回目以上の企業数(社)	0	0	0	0

# 次世代法に基づく認定制度のご紹介



## 次世代法って？

少子化の急速な進行は、我が国の経済社会に深刻な影響を与えます。そのため、政府・地方公共団体・企業等は一体となって対策を進めていく必要があります。

そこで、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、平成17年4月から施行されたのが「次世代育成支援対策推進法」です。この法律では、国や地方公共団体による取組だけでなく、事業主にも労働者が仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えるための次世代育成支援対策のための行動計画を策定するよう定められています。



## 一般事業主行動計画って？

企業が、社員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない社員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、計画期間、目標、その目標達成のための対策と実施時期を定めるものです。



## 認定って？

行動計画を策定し、一定の条件を満たせば、都道府県労働局長に「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」として認定される仕組みがあります。

まず、行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局雇用均等室に届けたうえで、計画で設定した目標を達成し、一定の基準を満たす場合、雇用均等室に申請を行うことにより、認定を受けることができます。



## 認定を受けるメリットは？

認定を受けると、右のマーク（愛称：くるみん）を利用することができます。認定には、単に子育て支援等の制度を設けるだけではなく、仕事の流れを見直してみるなど会社全体の働きやすさの向上に取り組んでいただく必要があります。つまり、認定を受けるということは、「仕事と生活を両立できる企業」というだけでなく、「働きがいがあり、働きやすい企業」「社員を大事にする企業」ともいえます。

そのためマークを求人広告、自社製品やその広告、名刺・ホームページなどにつけることで、対外的にアピールでき、企業のイメージアップや優秀な人材確保などが期待できます。



次世代法に関する  
お問い合わせ、  
ご相談はこちらへ…

石川労働局雇用均等室  
〒920-0024  
金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階  
TEL (076) 265-4429 FAX (076) 221-3087



## ？ 認定を受けるためには？

以下のすべての基準を満たす必要があります。



- (認定基準1)雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- (認定基準2)行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること
- (認定基準3)策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと
- (認定基準4)平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画について、公表及び従業員への周知を行っていること
- (認定基準5)計画期間内に、男性の育児休業等取得者が1人以上いること  
※従業員数が300人以下企業の特例として、男性の育休取得者がいなかった場合でも、①～③のいずれかに該当すれば基準を満たします。
  - ① 計画期間内に1歳以上子のために子の看護休暇を取得した男性従業員がいること
  - ② 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる従業員に対する育児のための所定労働時間の短縮措置を利用した男性従業員がいること
  - ③ 計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性従業員がいること
- (認定基準6)女性の育児休業等取得率が70%以上であること
- (認定基準7)3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とした「育児休業の制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること
- (認定基準8)次の①から③のいずれかを実施していること
  - ①所定外労働の削減のための措置
  - ②年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- (認定基準9)法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

☆ 認定申請書の様式ダウンロードはこちらから ☆

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/kurumin\\_shinseisho.doc](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/kurumin_shinseisho.doc)

さらに!!

**次世代育成支援対策推進法の認定を受け、「くるみん」を取得した事業主に対する税制優遇制度（建物等の割増償却制度）があります。**

- 次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」)に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の**32%の割増償却**ができます。
- 青色申告書を提出する事業主であること
- **平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内**に始まるいずれかの事業年度において、**次世代法の認定**を受けること

※個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日まで各年に次世代法の認定を受けた場合に対象となります。

- **割増償却**は、上記通知書の写し等を添えて、**税務署**に申告してください。

※割増償却について詳しくは、**税務署**までお問い合わせください。